

## 多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービス 運営要綱

### 1. 目的

本要綱は、京丹後市内の体験・アクティビティ施設で体験を行う方に、通訳を行う多言語体験インタープリター（以下、「インタープリター」という。）を紹介することにより、京丹後での体験・アクティビティの満足度向上及び、コミュニケーションの円滑化を図ることを目的として、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部（海の京都 DMO）京丹後市観光公社（以下、「公社」という。）が行う多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービスの運営に関して定めるものである。

### 2. インタープリターの募集及び登録

（1）インタープリターの募集は公社が行い、京丹後市内に居住する、20歳以上で、日本語及び外国語を話し、インタープリターとしてふさわしい活動ができると判断した者の中から、公社が登録する。

（2）インタープリターとしての活動を希望する者は、本要綱並びに下記事項に同意のうえ、「多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービス 登録申込書（様式1）」に必要事項を記入して、申し込むものとする。

①インタープリターとして登録された者は、インタープリターに必要な知識及び技術の向上に常に努めること。

②インタープリターとして登録された者は、公社の外国語版ウェブサイト Visit Kyotango に顔写真入りのプロフィールを掲載することを了承すること。

③インタープリターとしての活動を行うに当たっては、公社の指示のもとでこれを行うこと。

④インタープリターとしての活動時に発生した自身にかかる事故については、インタープリター自身が責任を負うものとし、公社は一切の責任を負わないものとする。

⑤インタープリターとしての活動上知り得た情報を漏らさないこと。インタープリターを退いた後も同様とする。

（3）公社は、「多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービス 登録申込書（様式1）」を受け取り次第、速やかに内容を精査し、インタープリターとしての活動を希望する者に登録の可否を報告する。

（4）登録期間は、登録日からインタープリターにより登録解除の申し出のある日までとする。

### 3. 登録抹消

インタープリターが、その活動において他者に著しく損害を与えたり、迷惑をかけた場合は、公社はその登録を抹消することができる。

### 4. 多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービスの方法及び内容

- (1) 公社が運営する外国語版ウェブサイト「Visit Kyotango」に多言語体験インタープリター（通訳）紹介サービスの内容を掲載し、オンライン（「Visit Kyotango」内の申込みフォーム）または電話等で体験申込者からの申込を受ける。
- (2) 公社は、体験申込者から申込があった場合、その申込内容を「多言語体験インタープリター 依頼書（様式2）」により、インタープリターに通知し、インタープリターは可否を回答する。
- (3) 公社とインタープリターは、申込内容の変更・取消があった場合は、その内容を相互に通知する。
- (4) 通訳時間は午前9時から午後5時までの間で、6時間以内とする。ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合は、この限りではない。

### 5. 利用料金

- (1) 本サービスに係る利用料金は、通訳時間に応じて下表のとおり、公社が定めるものとし、本サービスに係る利用料金を変更する場合、公社は事前にインタープリターに報告をするものとする。

通訳時間	利用料金
1 時間	3,500 円
2 時間	6,500 円
3 時間	9,500 円
4 時間	12,500 円
5 時間	15,500 円
6 時間	18,500 円

- (2) 距離に関わらず、1日の交通費を1,000円とし、体験申込者から収受する。
- (3) 通訳時間は、体験申込者とインタープリターとの待ち合わせ時間から解散までとする。
- (4) 通訳時間に待機時間は含まないものとする。
- (5) 当日に申込時間を上回り通訳を提供した場合、超過した時間1時間につき3,000円の利用料金が追加で発生する。また、1時間未満の端数は1時間に切り上げるものとする。
- (6) 本サービスに係る利用料金は、インタープリターが体験申込者に対して直接請求し

収受することとし、公社は関与しない。

## 6. キャンセル料金

(1) 体験申込者が、待ち合わせ時間を超過（指定時間から 30 分経過）した場合、又はキャンセルの連絡があった場合は、公社が定めるキャンセル料金が発生する。

(2) キャンセル料金は、表に記載のとおりとする。

キャンセル	%
2 日前	予約時に提示された料金の 3 0 %
前日	予約時に提示された料金の 5 0 %
当日	予約時に提示された料金の 1 0 0 %

(3) 公社休業日の次の日に行われる体験で、公社休業日に体験申込者よりキャンセル通知が来た場合は、当日扱いのキャンセルとみなす。

(4) キャンセル料金は、インタープリターが体験申込者に対して直接請求し収受することとし、公社は関与しない。

## 7. その他

本要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、公社とインタープリターとが協議をして定める。